

---

平成29年 第4回(定例)吉賀町議会会議録(第4日)

平成29年12月21日(木曜日)

---

議事日程(第4号)

平成29年12月21日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第65号 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について  
日程第2 議案第66号 請負契約の変更について  
日程第3 議案第67号 町有財産無償貸付の件について  
日程第4 議案第68号 用字、用語等の整備に関する条例の制定について  
日程第5 議案第69号 吉賀町農業競争力強化基盤整備事業分担金徴収条例の制定について  
日程第6 議案第70号 吉賀町農業委員会の委員等の定数等に関する条例の制定について  
日程第7 議案第71号 吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第8 議案第72号 吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第9 議案第73号 平成29年度吉賀町水道事業会計補正予算(第1号)  
日程第10 議案第74号 平成29年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)  
日程第11 議案第75号 平成29年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)  
日程第12 議案第76号 平成29年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)  
日程第13 議案第77号 平成29年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算(第2号)  
日程第14 議案第78号 平成29年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算(第3号)  
日程第15 議案第79号 平成29年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)  
日程第16 議案第80号 平成29年度吉賀町一般会計補正予算(第5号)  
日程第17 発議第7号 医療報酬・介護報酬の引き上げを求める意見書(案)  
日程第18 発議第8号 介護保険制度における国庫負担の増額を求める意見書(案)  
日程第19 請願第4号 町道柳原線・新田線・柿木長崎線の舗装改良工事に関する請願  
日程第20 閉会中の継続調査について  
追加日程第1 同意第7号 副町長の選任について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第65号 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について  
日程第2 議案第66号 請負契約の変更について  
日程第3 議案第67号 町有財産無償貸付の件について

- 日程第4 議案第68号 用字、用語等の整備に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第69号 吉賀町農業競争力強化基盤整備事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第6 議案第70号 吉賀町農業委員会の委員等の定数等に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第71号 吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第72号 吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第73号 平成29年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第74号 平成29年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第75号 平成29年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第76号 平成29年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第77号 平成29年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第78号 平成29年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第79号 平成29年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第80号 平成29年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第17 発議第7号 医療報酬・介護報酬の引き上げを求める意見書（案）
- 日程第18 発議第8号 介護保険制度における国庫負担の増額を求める意見書（案）
- 日程第19 請願第4号 町道柳原線・新田線・柿木長崎線の舗装改良工事に関する請願
- 日程第20 閉会中の継続調査について
- 追加日程第1 同意第7号 副町長の選任について

---

出席議員（12名）

1番 松蔭 茂君	2番 三浦 浩明君
3番 桜下 善博君	4番 桑原 三平君
5番 中田 元君	6番 大多和安一君
7番 河村 隆行君	8番 大庭 澄人君
9番 河村由美子君	10番 庭田 英明君
11番 藤升 正夫君	12番 安永 友行君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	岩本 一巳君	教育長	……………	青木 一富君
教育次長	……………	光長 勉君	総務課長	……………	赤松 寿志君
企画課長	……………	深川 仁志君	税務住民課長	……………	齋藤 明久君
保健福祉課長	……………	永田 英樹君	産業課長	……………	山本 秀夫君
建設水道課長	……………	早川 貢一君	柿木地域振興室長	……………	大庭 克彦君
出納室長	……………	中林知代枝君			

---

午前9時00分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

日程に入る前にお諮りをします。

昨日の一般質問の際に、8番、大庭議員の質問の中で小学校の児童数に関する発言がありましたが、児童数の錯誤、誤りがありましたので、取り消したいという申し出がありました。

お諮りをします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、したがって大庭議員の発言については、会議録及びC A T Vから削除することに決定をしました。

---

日程第1. 議案第65号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第1、議案第65号益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案については質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第1、議案第65号益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2. 議案第66号

○議長（安永 友行君） 日程第2、議案第66号請負契約の変更についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありますか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 11番。工期が延びることによって、先般の説明では現場事務所の維持費等の経費も上がるということで御説明がありました。この等の中には、いわゆる現場管理費、それから共通仮設費と言われる部分ということでお聞きをしてよろしいですか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。

この間、先日、答弁した関係、まずそのところももう一回設計書のほうでも確認させていただきましたけども、現場のそういった経費、現場の工事事務所等の経費の関係で、やはり工期延長になると、諸経費が幾らか反映して伸びるということは間違いないようでございます。

それから、共通費の中ですけども、共通仮設費、現場管理費、一般管理費ということで、議員が先ほど御指摘があったとおりでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） ドアの取りかえの部分ですけど、たしか説明で、特注になるから工期が延びるという説明だったと思うんですけど、この予算から外して、いつごろ発注して、いつごろの工事になるのかということをお聞きしておきたいと思ひますし、それと追加が出たわけですけど、これでこの工事は次の追加補正が出ないのかということもお聞きしておきたいと思ひます。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。

今回のドアの修繕ですけども、今回のこれで議決をいただきましたら工事費が確定をしますので、その段階で別発注ということですすぐ取りかかりたいと思ひます。大体2カ月ぐらにかかるといふうに聞いておりますので、2月ごろの完成を目指していくということになるかと思ひます。

それから、今後の修繕等がないのかということですが、庁舎は今回は主に空調と照明ということですので、また細々したところが出ないとはこれ言い切れませんが、こういった照明とか、そういった空調とか、こういったものに係るものは向こう20年ぐらいは使えると思いますので、そのように対応したいと思います。

それから、大規模な改修、これについては今回で一応一通りのめどが立つんじゃないかというふうには考えております。ただ、小さい修繕は当然毎年のように出る可能性はありますので、それについては出てきたらまたお願いすることはあろうかと思えます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 11番。今、20年ぐらいということをおっしゃいましたが、2階の空調関係ですが、こちらの思うように動いてくれないというのは、センサー等が働いて、今でも暖房をかけたんだけど、体感温度が低いからというのでやるんですが、上がってくれないというような不具合もあります。これらに対しての対処は、今、請け負っておられる業者のほうでできるものか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

昨日、その点を御指摘いただきまして、今、業者のほうに問い合わせをしておるところですが、こちらでそういった対応ができるのかどうなのか、機械の性能的にそうなおなのか、その辺のところも聞いてみないとわかりませんので、できれば改善できるように対応はさせていただきたいと、修理できるほうの保証期間のうちにやりたいと思いますので、その辺で状況を見ていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） ありませんか。9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 11番議員に関連してですが、これは機能的にそういう器具になっているんだと思いますから、途中で技研工業さん、あるいはメーカーさんが改善して、そのものが体感温度が上がるとか、とまらないようなことにはならない製品だと思うんですよ。そうすると、このものを選んだ時点の問題もあるんですけど、普通の民間的に言いますと、思ったよりは悪いねと言ったら交換ということも起きるんですが、その辺はどういうふうに対応できるんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

今、既に備えておられますので、また性能が不備とか、そういうことであれば交換も可能だと思いますけど、一応そういった形で正常に作動しているということであれば、なかなか交換というのは難しいんじゃないかと思えます。

ですので、あとは調整がどの程度きくか、そこを研究してみるしかないと思うんですけども、とにかくそういったところで業者のほうに依頼をかけておりますので、ちょっと判断はつきかねるところです。

○議長（安永 友行君） ありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 西側の出入り口のドアの件なんですけど、あれたしか説明では1枚のドアを取りかえるのに150万円ぐらいかかるというような説明だったんですけど、余りにも高過ぎるので、私にはわからなくて、どういう事情で、ただコンクリを回りを壊すようなちゅうて言われましたけど、それも余りそんなにはかからんのじゃないかなと思うんですけど、お願いします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

西側の出入り口は、1階と2階それぞれ出入り口がございますので、1カ所じゃなくて2カ所ですので、大体半分70万円ぐらいが1カ所にかかる経費というふうに見ていただいたらと思います。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいですか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） ドアの件なんですけど、入札の方法はどうされますか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

今の予定ですと、130万円を超えれば当然入札しなきゃいけませんので、その金額の中に入るようであれば随意契約もあり得ますけども、設計金額によって判断したいというふうに思っております。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論は終わります。

日程第2、議案第66号請負契約の変更についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3. 議案第67号

○議長（安永 友行君） 日程第3、議案第67号町有財産無償貸付の件についてを議題とします。

ここで、地方自治法117条の規定により、10番、庭田議員は除斥の対象となります。退場を求めます。

〔10番 庭田 英明君 退場〕

○議長（安永 友行君） 質疑に入る前に、本案について、初日の質疑でも御指摘がありましたが、代表者の記入漏れがありましたので、最初に議案の差しかえをしたいと思います。お手元に配付してありますが、差しかえることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、議案を差しかえることに決定をしました。

それでは、本案については質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 無償で町有地を貸し付けるということですが、この団体は吉賀町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の第4条の1項1号で言う公共的団体であるというふうに認識をしておるわけですが、公共的団体という場合に、地方自治法157条第2項において、必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができるという対象でもあるというふうに認識をよろしいか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

議員御指摘のとおりだと思います。ですので、当然、これからの事業計画、あるいは事業報告等は求めていきたいと思っています。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 吉賀町の財産規則がございますが、これにおける貸し付けのいわゆる申込書ですが、これは既に出ているものでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

書類的なものはまだ出ておりません。ここで議決をいただいたら、正式に提出していただくことになろうかと思っています。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 11番。貸付期間は一応10年で、また延長もあるということ

で、御答弁もいただいております。貸付期間が終了したときは返還ということになりますが、このとき実地の検査は行われるものでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

返還ということであれば当然しなきゃいけないと思いますけども、事業期間自体が5年ということですので、5年という選択肢もあると思うんですが、例えばずれ込むこともありますので、今回は10年とさせていただきましたが、その時点で事業が何かのことでとまったとかいうことであれば、そういうふうにしなきゃいけないと思いますし、順調に進めば延長も視野に入れなきゃいけないと思いますので、そういった意味で10年間の設定をさせていただきましたし、その時点で判断をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今の質問、私のほうが正確じゃなかったんですが、貸付期間が終了したとき、ですから借りている側がいいよと言った時点において、現場の確認をするかという質問でしたので、改めて質問し直します。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

相手側の都合ということであれば、当然現状復帰が原則ではございますけども、それも団体にそのときの資金的なものがあるかないかということも当然あるかと思いますけども、基本的には現状に戻していただくというのが一般的なことだろうと思いますが、例えばあずまやの建設とかいう計画がありますので、その辺まで解いていくということにもなかなかならない場合も想定されますけども、第一義的にはそういうふうになりますけども、必ずしも現状に復してということになるのかならないかということは、当時の団体の状況、そういったこともありますので、必ずとはなかなか言い切れない部分があるかと思います。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 貸し付けをする土地についてですが、前回、視察をしたときに、落石防止の網が張ってありました。それで、どっちかという、六日市側のところがもろいような感じなんですけど、これが貸付地が整備されることによって、山が崩れたりとかいうようなことで、当該土砂が崩壊したりしたときの責任についてはどうなるんでしょうか。吉賀町が負うようになるんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

工事が原因で崩れるということがあれば、それは責任もあるかもしれませんが、自然災害



による災害であれば、それは誰にも責任を問うことはなかなかできないと思いますし、今回の事業計画の中で例えば山を削るとか、そういった事業内容は含まれておりませんので、そういった事業によって土砂が崩壊するとか、そういったことはないんじゃないかというふうに思われます。

ただ、自然災害の起こる場合は、これは誰も想定できませんので、そういったときには災害復旧ということで、町なり、場合によっては県なり、そういったところが復旧工事に取りかかるといふふうに思われます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 自然災害と言いますが、要は山をいじるわけでしょう。いじると言ったらあれですが、整備すると言ったらいいんでしょうが、木を切ったり、ある程度間伐をしたり、それから現状の状態をよくするというか、地元民がここになじむようにするということは、木を切ったりなんかすれば、危険な場合もあるんじゃないかなと思いますが、それも自然災害のうちということになるんですか、そのあたりをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

荒れているところを手を加えるということは、木にとって悪い方向じゃなくて、むしろいい方向に行くというふうに私どもは思っております。山を荒れたまま置くよりか、そこに手を加えて、少しでもそういったことによって山を生かされるということもありますし、100年の森づくり計画ということで、そこを中心に事業計画がされておりますので、山に手を加えることによって山が生きる、そういったことも計画されておりますので、事故は絶対ないとは言い切れませんが、そういったことも含めての事業計画であるということで、手を加えることがまず悪いということにはならないというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） ということはあれですか、あくまで当該地が崩れたりするというのは自然災害だという見解で突っぱねられるわけですか。将来、もしここが災害でも起きたときには。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今回、提案させていただいております現時点においては、そういったおそれはないだろうという判断のもとで提案もさせていただいております。今、6番議員がおっしゃられるようなことが今から起こるかどうかというところで申し上げれば、エビデンスといえますか、科学的な根拠をこちらが持っておりませんので、何とも言いがたいところがあるわけですが、万が一、以後のところでそういった事態が発生すれば、まず因果関係をはっきりさせるということが第一でございますので、その上において、それが自然災害であったのか、それ

から人工的に手を加えることによってそういったことが発生したのか、そこをまずはっきりさせていただいて責任の所在も明確にしていく、こういった流れになるのではないかというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） そういうことならわかりますが、ただ現地には落石防止網が既に県によって施工されております。ということは、非常に危ない土地だということは言えると思いますので、そのあたりをよく十分注意して整備されることを望みます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 大変貴重な御意見をありがとうございました。当然、今回、事業主体と申しますか、実施主体は地元の住民の方が中心になっておられる手づくり自治区でございます。今、御指摘のあったような案件、事情は重々、恐らく地元の方は御承知の上のことだと思っておりますので、これは今回議決をいただければ、町のほうから無償の貸し付けの手続をとるわけでございますが、今いただいた御意見も十分先方にはお伝えをさせていただいた上で、あるいは条件を付したりして対応させていただいたらと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 大変いい事業だと私は思っているわけなんですけども、モデル林整備スケジュールというのがありまして、いろんな5年間を通してやるということなんですけども、5期目の計画も上がっておりますが、この前ちょっと聞いたんですが、事業資金、その辺のところを再度お聞かせいただいて、いずれにしても結構なお金がかかると思うんですよ。

そうすると、町は無償貸与でなくて手出しというか、町も幾分か出す予定をしておられるのかどうかということと、私はあそこはちょうど柿木で国道から来ましても目抜き通りだと、この前も意見を言ったんですけども、そうすると早期に整備をしないと、少しずつやると前やったところに草が生えてしまうとか、いろいろ起きてきますし、短期で整備するのが一番いいとは思っているんですけども、そういった中で住民の方が一生懸命になっておられるんですから、全町が応援する意味でも、ファンド形式をとって、町民のほうも全町が挙げて応援するという方向をとられるものかどうかと思うんですけども、その辺を検討に値するかどうかをお願いします、答弁を。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

資金的な計画なんですけども、先般も御質問いただきましたけども、現在の事業主体のほうで予定をされておるのは民間の助成金、それから県の補助金、それから緑の募金等を活用するというような計画になっております。ですので、町に対しても支援の要請もありませんし、今は町としてもそれじゃ何か支出をということは今のところは想定しておりません。

今後、また新たな事業計画等で多額の経費が要るとかいうことが出れば、また相談もあるかもしれないかもしれませんが、現在のところはそういった形で、自分たちで使える資金を活用してやろうということで、今、計画をされております。

それに当たって、全町的なファンド的なものを募ったらということですが、これもやはり町がやるというよりか、活動主体のほうで計画をされて、それに対してお手伝いをしていくというスタンスのほうがいいんじゃないかというふうに思っております。それで、また町のほうで何か協力できることがあれば、協力もしていきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） そういう助成金等をもらいながらということでもいいと思うんですけども、そうすると先ほど来意見が出ておりますように、いろんな土地をいじるということはいろんな問題が、やりながら問題が起きるといふ、発生するということも起きますので、その辺はやられるほうが十分理解して計画をされると思うんですけども、早期実現に向けて、当然組織の方がいろいろいらっしゃいますのであれですけども、町も前向きにいろんな助言なり助成なりをするべきだと私は思っておりますので、その辺のところを申し述べて、早期実現をしていただきたいというふうに思います。これは参考までをお願いします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

貴重な御意見はありがたいと思いますけども、今はとにかく自治区のほうで自分たちでということが進んでおられますので、この方向自体は非常にいい方向だろうと思います。何でもかんでも町に頼るということじゃなくて、自分たちでまずやろうということですので、それはそれで大事なことだろうと思いますので、まずそれはそれで進めていただきたいと思ひますし、その中でどうしてもこの部分は町のほうにお願いしなきゃいけないということもまた今後出ないとも限りませんので、その際には協力してやっていきたいというふうに思ひます。

仮に、そのときに予算が必要ということであれば、当然議会のほうにも相談をさせていただきながら進めていきたいというふうに思ひます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） モデル林の整備スケジュールでは、28年度に基本計画が策定で、29年度、あと3カ月しかありませんが、既に地元説明会、作業道整備とか、旧グラウンド整備ということがスケジュールに載っておりますが、本件はこの議会で初めて出たわけなんですけど、既に議会に上程されるまでに、29年度のスケジュールというんですか、説明会とか作業道の整備とかグラウンド整備については進んでおりますか、それとも現在のスケジュールではどの辺まで進んでおりますかをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

計画の策定をしたのは28年度になっていますけども、これは若干29年度にずれておるのが実態でございます。それで、11月でしたか、自治区のほうから町のほうに説明に来られまして、それで私どももこの内容を知ったようなことですが、ですのでまだ29年度の事業については、この中に書いてあることは全然進んでおりません。

実施主体とすれば、まず一番大きい土地であります町の了解を得た上で、それで今度地元の説明会なり、今後の事業に進めていきたいということで、とりわけ旧グラウンド整備ということで言いますと、木の伐採等を考えておられるということでしたので、そうすると今回の議会で議決をいただかないと、今後の事業に影響するという判断のもとに、今議会でこの議案を提出させていただいたということでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 確認も含めてなんですけど、この事業自体は今まで吉賀町にないようないい発案だと思いますが、資料の中で集積図と地図的なものがありまして、かなり周りは地権者が多いように見えているんですが、地権者の下話と申しますか、その辺がまずできているのかということと、町が町有地なので手づくり自治区に無償貸し付けということで、そういった場合に契約書的な覚書、または誓約書等々の契約書の形態、それをお伺いしたいのと、その2点、お伺いします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

先ほど申しましたように、まずは一番大きい土地の町のほうの御理解をいただかないと、事業自体が恐らくできないということもあると思うんですけども、そういった思いを持っておられるようでして、町の了解が得られたら、事個別に地権者のお宅を回って説明に歩くというふう聞いております。ですので、まだ地権者の方は細かい説明とか、大まかなことは説明してあるようなんですけども、事個別にどこのお宅にどういったことがお願いするというようなことまでは説明はまだできておらないようでございます。

それから、契約書の形態ということですが、これはあくまでも無償であっても賃貸借契約ということで、賃貸借契約を結んだ上で、賃貸料は無償という形の契約を結ぶということになるかと思えます。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 申しわけありません、もう一点、将来的なことを考えまして、各施設等々いろいろな指定管理の関連もありますが、将来的にそういった指定管理のお話が発生す

るのか、それをお伺いします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

土地の管理だけということであれば、指定管理もできなくはないかもしれませんが、そこに建てるものが町の所有じゃありませんので、あくまで指定管理という制度は町有施設に対する管理の方法ですので、当面のこの事業計画でいくと、指定管理はちょっと難しいんじゃないかというふうに思われます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） それと、もう一つ、聞き忘れたんですが、ここには現在木が植わっておりますよね。これを整備するということなんですが、もし整備される段階で木が売れたりして、いわゆる財産価値がある場合には、その処理についてはどうなるんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

その辺は自治区と話をしてみないといけないんですけども、財産価値というよりか、むしろ産廃の経費のほうが多く要るんじゃないかということがどちらかという想定されます。今、木の処分も産廃の扱いになりますので、木を勝手にどこかに放るわけにはいきませんので、むしろそういった経費が発生する可能性のほうが高いんじゃないかというふうに思われます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 先ほど来より、地籍調査図等で話が出ておりますが、町有地と民有地との境界等は地籍調査で把握されているということですが、所有者の方との工事に入ってから苦情等が発生するというようなことがあるかもしれませんが、その辺の確認と、もう一つ、貸し付けられた後、そういう町の土地じゃ民地じゃとかいうその辺のところ、もしトラブル等が発生した場合には、これも貸し付けの相手先のほうへ全部苦情も処理してもらうというような認識を持ってよろしいでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

事業そのものは町がするわけではございませんので、当然事業を進める上で了解等をとっていただくのは事業主体がやっていただくということになるかと思えます。個々の土地については、今、地籍調査が完了していますので、土地の境界については比較的わかりやすいんじゃないかというふうに思います。

ですので、あくまでもその辺のところは地権者の方と現地も見ていただいて、お互いが了解の上でないと事業に取りかかることはできないと思えますので、そういった意味でトラブルの発生

がないようにしていただくのはこちらからももちろんお願いをしていかなきゃいけないと思いますし、また何かその点で例えば一緒に行ってくださいということでもあれば、それはまた協力してやりたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 現地は昭和39年ですか、それと48年に痛ましい事故等もありまして、今は桜を植えられて、いろんな意味で地元の方が管理されていると聞いておりますが、そういう方たちが管理されて、町も今まで管理を委託されていたと思うんですが、その方たちとの話し合いといいますか、その辺も確認されておられるのでしょうか、お伺いします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

先ほどから申しておりますように、地元の方の説明は今からでございますので、その辺についても今からされるというふうに思います。当然、今、桜の話が出ましたけども、下側の草刈りとか、そういったことは地元の方をお願いをしているところでございますので、そういった方との調整も当然していただかなきゃいけないというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） それで、施工に入って、モデル完成予想図というのがついておりますが、これを現地に施工するということになるのと、先ほど来、木を切ったりとか、いろんな小さい機械ぐらいじゃ到底想定できるような事業じゃないと思うんですが、予想図について町もこういうことにかかわるといいますか、これが実際に施工する上で、もし苦情等とか、いろんな相談等があるかと思うんですが、その辺、どういうお考えをお持ちか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

事業をされるのはあくまでも自治区のほうでされますので、そういった苦情もやはり自治区が第一義的にやられるのが最初だろうと思います。その上で、町のほうにもどうなんだろうということがあれば、当然説明等はしていきますけども、それじゃ町が何かするかということにはなかなかならないんじゃないかというふうに思われます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） その中で、今の手づくり自治区の組織図も載っておりますが、役員会には吉賀町役場の企画課等とかが関与されるような組織図になっておりますので、実際のこの事業が動いたら、役場の企画課は知りませんというようなことにはならないと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

組織図の中に入っていますけども、あくまでも組織の一員となっているわけじゃありませんので、手づくり自治区、あくまでもこういったところとのつながりがあるということであって、組織の中に企画が入っているわけじゃございませんので、その辺は若干違うんじゃないかというふうに思われます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） それはおかしいんじゃないですか。組織図が皆さんにこれが配られておるんですけ、町民の皆さんは手づくり自治区の中に企画課が入っておられると思われておるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） そのように誤解を招いておるのであれば、それは説明しなきゃいけないと思いますけども、あくまでもここに書いてある県の西部県民センターとか中山間地域研究センターとかが、手づくり自治区の中の一員としてそこで活動しているわけじゃございませんので、そういった誤解を与えているとすれば、その辺は説明しなきゃいけないというふうには思います。

あくまでも県の指定地域ですか、そういうのにもなっていますので、そういった意味でここは名前が上がっていますけども、あくまでも自治区の一員じゃございませんので、誤解を与えるとすれば、その辺は説明しなきゃいけないというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 先ほど町長も前向きな発言でしたが、私は役場も企画課等とか、その下にも産業課とか総務課とか全部書かれておりますが、きのうからの町長の答弁の中でも、手づくり自治区を応援するというスタンスではなかったかと私は思っておりましたが、町長、その辺はどうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） これまで申し上げた思いに全く変わりはありません。あくまで、今回こういった形で議案として無償貸し付けの上程をさせていただいておりますけど、当然事業主体は、先ほど来総務課長が申し上げておりますように、地元の皆さんが民間活力ということで住民主体でやっていこうという、こういった組織でございますので、そこを側面的に行政が御支援ができるのであれば、オブザーバーという形で参画をしていく、これがあくまで本来のあるべき姿だと思います。

それが、吉賀町にあるまちづくり基本条例の協働の部分、行政がやるべきところはここまで、そのかわり民間は住民の方はここはやってください、要するに責任の所在を明らかにして、役割

分担をはっきりさせてやりましょうと、こういうスタンスが今吉賀町にあるまちづくり基本条例の趣旨だと思いますので、そういった意味からも、今回、手づくり自治区がやっていこうという思いの部分は、それに沿った形で私はないかというふうに思っています。

ですから、全協で説明をさせていただいた資料で、幾らか誤解を招くようなところがあるのかもわかりませんが、県の中山間地域研究センターであったり、県の浜田にあります県民センター、あくまでこれまで県の地域振興部が主体となってやっておられます小さな拠点づくりですか、そういった支援地区という意味合いもありますので、そういったところが県の組織もそうですし、役場で言いますと企画課なんですけど、そういったところがオブザーバー的に支援もさせていただいている、こういった図式になっておりますので、その点は御理解をいただきたいと思えます。

私の思いは、そういったスタンスで全く変わりはありません。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） もう一つ、聞かせてください。これは、先ほど来の説明では、地元の方にこれから説明するというと言われておるんですが、恐らく柿木地域の手づくり自治区なので、余りトラブルは起こらないと思っておりますが、もしも誰か仮に反対だとか、だめだとか言われた場合、ごり押しされるのか、それとも逆に円満解決するまではやらないのか、そのあたりについてどういう考えを町は持っておられるのか、無償で貸し付けオーケーしたものだけ困るわよと、私らが言われるようなことはあるのかなのか、お聞かせください。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

今から説明をして回りますので、必ず絶対ないということは言い切れませんが、御理解がいただければ、恐らく事業計画に基づいて進んでいくと思えますし、御理解がいただけないということであれば、再度の説明にお伺いするなり、そのときに町のほうも同席してくださいということであれば、一緒に説明もさせていただきたいというふうに思っております。

その上で、まだどうでもということになれば、これはそれを反対を押してでもやるということには当然いきませんので、そういった場合には事業計画の変更とか、あるいはその部分については事業をやめるとか、そういった事業の見直しといったことは今後出てくる可能性はあろうかと思えます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今、総務課長が申し上げたとおりなんですけど、今回、上程をさせていただいております議案も、貸付期間はあくまで契約の締結日から10年間です。ですから、仮にこの後、議決をいただいたとしても、起算日がきょうというわけではなくて、先ほど来申し上げ



ますように、今回やろうとしているエリアで大部分を占める町有地のまず御了解をいただいた上で、周辺の地権者の方にお話をさせていただくと。

これは手づくり自治区のほうがされることですが、その上で周辺の皆さんの御了解をいただいて、これなら事業がスタートできるという担保があつて契約を結ぶのもありでございますので、その辺はしっかりきょうの議決の状況を見て、この後、手づくり自治区のほうと担当課のほうと、そこら辺の手続の手法は考えていく余地はあろうかと思ひます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） いろいろ議論がおおむね終了かと思ひますけれども、先ほどから話を聞きますと、今、河村議員も言われましたが、役場のほうは一切かわりがないとは言ひませんが、一応一員ではないということでございます。

この事業としては、大変前向きない事業ではないかと思ひております。一員ではないと言ひながら、せつかく柿木村の方が本気でやるということなので、あそこの何年も前に私が小さいころに土砂が流れたというようなこともあります。ああいうところは急傾斜ではありますし、またいつそういうことが起こるかもわからんと思ひます。

その辺を自治区の一員ではないと言ひながらも、町民がやるということなので、ぜひとも町のほうもいろんな作業工程とか指導等をしながら、立派な施設ができるような協力をしていただきたいと思ひます。今まで議論が出ましたので、特にありませんけど、そういうことは私はお願ひをしたいと思ひます。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） 大変貴重な御意見はありがたいと思ひますけども、今回の事業、先ほど来言ひておりますけども、事業を計画されたのは地元の方々でございますので、まずはそこを見守っていききたいということが当然町のスタンスとすればそうなんですけども、当然その中でいろいろ今から進めていく中で、相談もさせていただきたいというふうに思ひておりますし、またいろんな課題等が出てくれば、課題の解決に向けて一緒に考えていききたいというスタンスは持ひておりますので、そういった意味で、貴重な御意見をいただいたというふうに思ひております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 11番。2点、お聞きいたします。

この団体が貸付期間中に解散、あるいは休業状態となったときの処理はどのようになるかということと、もう一点、全員協議会説明資料の31ページで、先ほど来出ております組織図が出ております。この中で、柿木公民館の役割について、どのような形で町としては認識をしておられるか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

貸付期間中に解散とか休業になった場合ということですが、当然そうならば土地は返還していただかなきゃいけないというふうに思います。

それから、今度、公民館の役割ということですが、これも公民館の一組織ということではございませんので、あくまでも柿木地区では公民館が社会教育の一番主流となっているところでございますので、自治区の活動も社会教育の一環でもありますので、そういった意味で公民館との連携ということは出てくると思いますので、これも公民館が上とか下とかということじゃなくて、公民館との連携を図っていくという意味で、ここの横に線が出ているということでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 今の組織図の件なんですけど、どうも役員会の横に吉賀町も入り、公民館も入っているんですが、吉賀町はオブザーバーとしてだけのことでしたが、役員会に出席等とかされていくと、一員と皆理解されると思うんですよね。そうなった場合に、いろんな問題、事故が起きた場合も、役場がタッチせざるを得んようになってくるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。

現在の役員会には、いいのか悪いのかは別として、役場のほうは参加をしております。ですので、今回のことでも我々の知らないようなことが結構あったんですけども、これは余りいいことじゃないと思いますけども、そういった形で、役場の職員が組織として、この会の役員会にかかわっているという実態は今のところございません。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 今後はどうされるつもりなんですかね、役員会。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

役員として加わるということはないと思いますけども、今の会議の中でオブザーバーとして参加したりとか、あるいは指導、助言を求められるとかいうことはあると思いますので、そういったときにはそこに参加をしていきたいというスタンスでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。1 番、松蔭議員。

○議員（1 番 松蔭 茂君） 私は、本案に大いに賛成でございます。

100年の森づくりと、これネーミングがいい。大変夢のある、実現可能な夢でございます。町のいわば遊休資産、これを有効に利活用ということでございます。将来的には、この町有財産がかなり価値のあるものになる可能性もございますし、また地区の活性化といえますか、それになるということで、これからもこういう町有の遊休資産をこのような形で利活用されることを望みまして、本件に賛成でございます。

○議長（安永 友行君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第3、議案第67号町有財産無償貸付の件についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで庭田議員の入場を許します。

〔10番 庭田 英明君 入場〕

○議長（安永 友行君） ここで10分間休憩します。

午前10時00分休憩

.....

午前10時12分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

----- . ----- . -----

#### 日程第4. 議案第68号

○議長（安永 友行君） 日程第4、議案第68号用字、用語等の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 11番。用字、用語等ということで、第1条には規則ということも入っております。ですから、もとの条例がなくなっても、要綱等が例規集の中にあるのが、現在ちょっと確認できていませんが、以前、そのようなものがありました。これは直接議会にど

うこうという、要綱、規則ですから、関係はありませんが、この機会にそういうもののチェック等も行われるものか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

全部の例規ができれば一番いいんですけども、今回は条例と規則に限って見直しをかけておりますので、要綱についてはまだ今回の分はできませんので、また改めてということになるかと思えます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） いいですか。質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第4、議案第68号用字、用語等の整備に関する条例の制定についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5. 議案第69号

○議長（安永 友行君） 日程第5、議案第69号吉賀町農業競争力強化基盤整備事業分担金徴収条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありますか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 農業競争力強化基盤整備事業の国が採択をするための要件、条件ですけども、主なものでいいんですが、どういう条件が付されているか、お願いします。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

基本的には面積という要件が付されておまして、面積につきましては10ヘクタール以上ということで、採択基準が決められておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 11番。なお、この事業を行うに当たって、圃場の1枚1枚の面積について、一定の基準等がこの事業に入っているか。また、今度、国が農地等を集積をするという目的のもとで事業も行われておりますが、担い手、また営農組織、これらに対しての国が示しているものは、現時点でわかるものについてお願いします。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、担い手への集積でございますけれども、これにつきましては50%以上というところでの指標が出ているようでございます。

それから、最低限の面積要件につきましては、私、承知をしております。ここで答えできない状態でございます。調べさせていただいて、お答えをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 課長の今の調べて答えるというのは、議案の採決の関係もあるので、参考資料として藤升議員、できれば議会へ資料として出したほうがいいと思われれば、そういう資料をきょうはあれであって、次の機会は幾らでもありますので、資料として出してもらうということを要請して、きょうは答弁はよろしいです、その分については。よろしいですかね。それじゃ、そういうふうにします。

ほかにありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 今の面積に係ることではないんですが、新しい圃場整備で、何か聞くところによりますと、圃場と畑といいますか、何か畑作物をつくるのが条件に入っていると、10%とか何%とか聞いたことがあったんですが、そういう県からの指導とか、そういう要件というのはないんですか。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをいたします。

現在、高収益作物の作付というところで、議員が今言われましたとおりに、面積の10%を求められているというところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいですね。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 3条の分担金のことなんですが、説明があったかと思えますけど、7.5%を限度とするということですけど、集積によって減免されるパーセントと、集積何%にしたら幾ら減免されるのかということがあると思えますけど、その説明をもう一度お願いしたいと思えます。

それと、これは真田地区の事業ですけど、あそこはたしか60ヘクタールぐらいあるとお聞きしておりますけど、最終的にどの程度の面積の事業がなされるのかということと、棧敷地区はこの事業の対象になっているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをいたします。

まず、集積でございますけれども、現在7.5%の地元分担金ということでお願いをするという内容でございますけれども、実際には集積によりまして、その部分のいわば負担部分を今の集積の言ってみれば助成といいたいまいしょうか、割合でカバーをできるということになろうかと思っております。これにつきましては、集積率を80%以上で7.5%というところまでは県と国、それから町村もかかってまいりますけれども、負担するという制度になっております。

それから、面積でございますけれども、確かに議員おっしゃいますとおりに、実際の面積といたしましては60強の面積を持っておりますけれども、今回、計画として県が申請をしようとしております面積につきましては、42.8ヘクタールを計画をしているというところでございます。この面積につきましては、棧敷地区の面積も入っているというところで、ひっくるめて真田地区という名前と呼んでいるというところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 分担金のことなんですが、80%以上で7.5%ということですけど、分担金の総額は事業費の7.5%を限度とすると書いてありますので、80%以上だったら7.5%以下になるんじゃないですかいね、どうなんですか。

たしか、事業の名称は違うんですけど、立河内の圃場整備のときに、分担金が集積によって軽減されたという話を聞いていますので、7.5%が集積の率によって少し下がるんじゃないかと理解しておるわけですけど、そこのところをお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） まず、負担金という問題がございます。これは、今言いましたように、国のほうが55%、それから県が27.5%、そして町が17.5%、これで100%ということになるかと思えます。そのうちの中で、町といたしまして、地元で7.5%の分担金をお願いをするという内容のものでございます。

今度は集積の問題でございますけれども、確かに言われましたとおりに、集積の率によって、補助の内容が決まってまいります。これまでは、うろ覚えで申しわけございませんけれども、5%程度の集積率によって上限が定められておりましたが、今回では場合によっては上限いっぱいまで出るということになりまして、それが80%というふうに考えております。

今回は7.5%の地元分担金を求めるというものでございまして、それについては80%以上の集積をしていただければ、今の7.5をカバーすることができるということで、地元としては、言ってみれば、いろんな経費がかかりますにしても、見かけ上の経費というものはかかってこないというような形のものになってくるというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 濟いませぬ、先ほどちょっと聞き忘れたんですが、圃場と野菜といますか作物、それから水稲以外の作物で畑をつくると、基本的に水田と畑というのはつくり方も違ふし、水田は水をためなければいけないし、畑は水はけをよくしなければ通常いけないのではと思つてゐるんですが、そこで県の指導は一律全部圃場にして、その中でこの部分は畑にしないとか、そういう初めから畑仕様で整備してもいいですよとか、そういう取り決めとありますか、指導か何かあるんですか。

○議長（安永 友行君） 河村議員、これは分担金の徴収条例なので、この事業の中身についての議案ではないので、課長も答へに窮してはおられんと思ふんですが、よろしいですか。後ほど、また個別に聞いていただくか、課長も調べられると思ふしますので、そのように取り扱ひさせていただきます。わかりましたか。後ほど聞いてください。課長にまた調べていただきますので。議案と関係ないから、お願いします。

以上です。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。それでは、質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第5、議案第69号吉賀町農業競争力強化基盤整備事業分担金徴収条例の制定についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6. 議案第70号

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案第70号吉賀町農業委員会の委員等の定数等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 11番。農業委員会が変わるわけですけども、このことによって吉賀町農業のやっておられる方にとってプラスになる、利益の向上、地位の向上、こういうものに寄与する部分というものが何かありますか。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをいたします。

的確な御回答になるかどうかわかりませんが、今回の農業委員会の法律の改正につきまして、農地利用の最適化の推進というのが大きな目的でございます。吉賀町でも、担い手とか耕作放棄地、そういう問題が今農地に関しては大きな課題となっておりますので、担い手への農地利用の集積、または遊休農地の発生防止、それとか新規参入の促進、そういうことを踏まえまして、現状の農地の維持を少しでも食いとめればというふうに考えておりますので、農家といいますか、農業全体にはメリットといいますか、役に立つことがあろうかというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 今後の農業委員になる推薦等は、認定農業者を半分ぐらいというようなことがありましたが、認定農業者になる条件として、吉賀町の条件がかなり厳しいと思うんですけど、現在の条件等をお尋ねします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをいたします。

認定農業者制度につきましてですが、これは農業経営基盤強化促進法に基づきまして、農業者の方がつくられる農業経営改善計画ですか、これを市町村の基本構想に照らして、市町村が認定するという制度でございまして、吉賀町のが厳しいというのは恐らく5年後の年間の農業所得、このこと、いわゆる目標のことだろうと思いますが、一応おおむね400万円という数字になっております。

これについては、吉賀町だけが高いとか、そういうことではないというふうには、担当課としては理解をしております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 私も認定農業者に申請して、現在なっているんですけど、私が申請当時は500万円だったんですけど、100万円下がったのかなとは思いましたが、それと所得というのは利益を400万円ということで、利益を今現在の農業環境の中で純利益400万



円というのは本当厳しいので、今度、農業委員になる方の認定農業者が半分以上というののもかなり厳しいとは思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをいたします。

御承知のとおり、現在の農業所得といいますか農産物の価格、これが低迷しておるということもありまして、基本的に所得として400万円を出すというのは大変厳しいといいますか、なかなかの御苦労が要ることだろうというふうに考えております。

ただ、目標としては、ある程度経営をやっていかないといけないということがございますので、ある程度高目の数字は国のほうでも考えられておると思いますが、ちょっとつけ加えますと、おおむね400万円ということで、国のほうではおおむねというのは80%のことを申しまして、実質的には320万円の所得を上げる計画を立てれば、認定農業者になれるというようなところでございます。

ただ、議員が言われるとおり、農業所得を上げるというのは非常に厳しい状態というのは承知をしているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 11番。農林水産省の農業委員会法改正についての中で、区域内の認定農業者の数が委員の定数の8倍を下回る場合にはということで、条件がうる述べられております。現在、吉賀町の認定農業者数、たしか25名だったと思います。また、現時点でも農業委員の中で認定農業者の方が、ちょっと記憶で申しわけないんですが、5人か6人であったと思います。

そのようなことを考えますと、今、農水省が示している区域内の認定農業者の数が委員の定数の8倍を下回るという場合の要件を踏まえて、一定の手続等は計画されているか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをいたします。

先般、12月1日の全員協議会の席で説明させていただきましたが、そのときに今議員さんが言われる8倍ということについては触れておりませんが、基本的なことだけ話をさせていただきましたが、農業委員会の委員さんの、これ原則ですが、原則につきましては認定農業者である個人と、認定農業者である法人の業務を執行する役員または当該法人の使用人ということがうたってございます。

今の2つの方が認定農業者等と一般的に言われておりますが、それに加えて例外規定といたしまして、認定農業者等の数が少ないという場合には、例外規定の中で区域内の認定農業者の数が

農業委員の定数の8倍を下回る場合については、また違う方も加えて半数に持っていくことができますという例外規定がございます。

議員さんが言われたとおり、今回、条例でお出ししておる定数は12名ですので、12名の8倍ですので96人の認定農業者が吉賀町におられましたら、これは例外規定というのは当てはまらないわけなんですけど、今申しましたように、実際25名でございますので、例外規定に当てはめてやることは当然考えておる次第でございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 確認のためにお聞きするんですが、農業委員さん、あるいは推進委員さんの年額は20万1,900円ということになっておりますが、今の評価方式によって、基準を100%に達していれば、単純計算すると24万円ほどは報酬がふえるということではないですかね。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをさせていただきます。

実際に、農業委員なり推進委員の方の業務内容というのはふえてくるのは間違いなことではないかとございまして、それに対する報酬というのは当然支払わなければならないというふうに考えておりますが、ただ実績報酬のほうでございまして。活動実績に応じた報酬、年額7万2,000円、これにつきましては活動の日数に応じて支給されることとございまして、7万2,000円、これは上限ですが、大方が支給できるような活動をしていただこうというふうに考えております。

ただ、成果の実績ということにつきましては、これは農地の集約実績とか、そういう実際厳しい基準がございまして、全協でもお話ししましたが、なかなか厳しいかとは思いますが、ちょっとお待ちください。

濟いませぬ、お待たせしました。担い手への農地集積、または遊休農地の解消というものが基準になってまいりますので、そこである程度の基準をクリアしないと、この報酬については極端な話でいきますとゼロということになります。

吉賀町の実態で現状でいきますと、担い手への農地集積、または耕作放棄地の解消、これについては今の状況で見ると、報酬を払うところの水準には至ってはおりませんが、ただ今からの活動によって上げていけば、幾らかの報酬を支払うということにはできるというふうに思っておりますので、支払いができるような形に持っていくような活動をやっていただきたいというふうに感じておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 濟いませぬ、確認なんですけど、2条の定数のことで、きのう、会長さんが、ここに載っている数字とは、2条、3条の定数と違ったかと思って、私は聞き間違い

かもしれなかったんですが、これのほうが12人と11人ということですよ。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

きのう、会長が申し上げた数値のことですか。あのとき、私のほうから訂正させていただけばよかったんですが、12名が正しゅうございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですね。質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、議案第70号吉賀町農業委員会の委員等の定数等に関する条例の制定についてに対する反対の討論を行います。

上位法が改正をされたもとでやらざるを得ないという点については、一定の理解がないわけではありませんが、しかしながら昨日の議会での一般質問におきましても、現在、担い手への集積、大変困難であるという趣旨の御答弁もあったと思います。

また、農業委員会等に関する法律が改正されたもとでこの条例ですが、この改正をされた中には、農業委員会法にありました第1条に、農民の地位の向上に寄与するという文言がございましたが、改正後はその文言もなくなっております。

国が、今、大規模農家への農地の集積、そこに力を注ぎやっているわけですけども、吉賀町のような中山間地域において農地を本当に守っていくためには、今、集積率21%でしかありませんが、それ以外の79%の部分を小さな農家がやっていると言ってもいい状況にあります。

そういう人たちをしっかりと支える農業政策でなければならず、新しい農業委員会等に関する法律ではその点について十分示していない、このように考え、それに基づく条例の制定でありますので、反対の討論とさせていただきます。

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第6、議案第70号吉賀町農業委員会の委員等の定数等に関する条例の制定についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7. 議案第71号

○議長（安永 友行君） 日程第7、議案第71号吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 町議会定例会参考資料の中の4ページにあるんですけど、扶養手当の月額合計額というのがあるんですけど、これが扶養手当もボーナスに加算されるということなんですか、お尋ねしたいんですけど。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

これは、職員の給与の場合は、同条中というのがあるんですが、職員の給与条例の場合は給料及び扶養手当の月額の合計額になっていますけども、町長等の場合には給料月額及び給料月額に100分の10を乗じた額の合計額となっていますので、町長自体に扶養手当の支給もないんですけど、そういうことでこれは前段の部分は職員の場合ということで、町長等については扶養手当は加算はありません。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 次の議案の質問に触れるようなことになるんですけど、職員の場合は扶養手当が含まれるということですか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

職員の場合は、期末手当のほうに含まれます。勤勉手当は含まれません。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） よろしいですか。質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第7、議案第7 1号吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第8. 議案第7 2号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第7 2号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありますか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 先ほど、期末手当には扶養手当が含まれるということなんですけど、私の記憶では、手当類をそういうボーナス等に含むのはちょっといかがかなと思うので、その辺のことをお伺いしたいんですけど、どこもそうになっているんですか、島根県等は。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。

吉賀町の場合は国に準じて条例をつくっておりますので、そういう形で今回も国家公務員の給与改定が人事院勧告によって改正をされたということに基づきまして、今回の改正を行うものでございます。

島根県の自治体も全てがそうになっておりますので、うちだけが扶養手当が反映されているとか、そういうことはございませんで、県内の全ての団体でこういう仕組みになっております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） よろしいですね。質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 私は、吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対して、反対討論を今から行います。

理由としまして、今現在、年金等で生活している方も、年金の額が何年か前から減らされております。理由というのは、物価が上がっていないから、物価スライド制を導入して年金等は下げていると、国家公務員の給料等は、今、景気が回復して、給与を上げるべきだというあれで、人事院勧告で国家公務員は決めていると。

そういう2通りの方法で、年金は下げ、公務員は上げるというのは住民感情として納得いかず、また現在、吉賀町の現状を見ましても、大都会と比べて吉賀町は大変物価等も安定し、また住み

やすいと思っておりますし、そのような中で地方公務員法で均衡の原則というんですか、そういうのがあって、周りの企業等の給与も勘案しながら決めるようなことが書いてありますので、吉賀町の給料は周りの企業等と比べるとかなり高いと思っているので、私は上げるのには、気持ちとしてはあれですけど、住民感情として上げるのには反対と思いますので、反対討論といたします。

以上です。

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第8、議案第72号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第9 議案第73号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第73号平成29年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第9、議案第73号平成29年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10. 議案第74号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第74号平成29年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） よろしいですか。質疑がないようです。質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第10、議案第74号平成29年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11. 議案第75号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第75号平成29年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） よろしいですか。質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第11、議案第75号平成29年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第76号

○議長（安永 友行君） 日程第12、議案第76号平成29年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） きの中の一般質問した関連からも質問いたしますが、5ページの介護事業補助金の歳入が1億1,749万2,000円入っておりますよね。これは、要するにこれだけ介護事業費として、保険医療にかかった費用がこれだけあるから、それだけ入ってきたということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

国庫支出金、国庫補助金の介護保険事業費補助金の部分についてでございます。今回の補正額を加えまして1億1,749万2,000円という金額でございますけれども、こちらにつきましては国庫支出金の中に給付費、いわゆるサービス等を認定された方へ対する給付費部分の国の補助部分、負担部分と、それと今回当初予算に計上させていただいております一般財源での対応分のシステム改修費、こちらの部分の補助金が追加で交付されたという、その部分を合わせてこの金額にさせていただいているというところでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第12、議案第76号平成29年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。



ここで10分間休憩します。

午前11時07分休憩

.....

午前11時18分再開

○議長（安永 友行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

.....

**日程第13. 議案第77号**

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第77号平成29年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第13、議案第77号平成29年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

.....

**日程第14. 議案第78号**

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第78号平成29年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

ここで、先般、11月17日開催の第4回臨時会の際、2番、三浦議員の質問において、マンホールポンプの箇所数の答弁が保留となっておりましたので、遅くなりましたが、議会が臨時会でございましたので、きょうになりましたが、早川建設水道課長にその件についての答弁を最初にしていただきます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、マンホールポンプの設置数というところでお答えができませんでしたので、改めてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、下水道でございます。六日市エリアにおきましては26カ所、七日市エリアにつきまし

ては8カ所、ですので下水道につきましては34カ所のマンホールポンプの設置箇所があるということでございます。

それから、農業集落排水でございますけれども、初見新田地区でいきますと2カ所、それから柿木地区でいきますと5カ所ということで、農業集落排水事業においては7カ所のマンホールポンプを設置しているというところでございます。

合計をいたしまして、総マンホールポンプの設置数は41カ所ということになろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） それでは、本案についての質疑も保留してありますので、これよりこれを許します。質疑はありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 直接予算にあればいいのですが、この前の説明の中で、七日市地区の普及率、加入率20%と言われましたけれども、まだ日にちもたっておりません。3カ年のうちに100%に近づけるということでしょうか、20%は若干低いような気がするんですが、どのようにして普及というのを100%に近づけるような努力をされておられるのかどうか、個人に歩いておられるのかどうかとか、その辺をお伺いしたいんですが。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをいたします。

個人的にというところでの加入はいたしておりません。ただ、今後、加入に向けてのPR、それからそういったものの促進については広報等、そしていろんなイベントがあれば、そういったところも利用しながら、加入の増加に努めていきたいというふうに考えておるところでございます。

3年以内で設置をしていただきますと、加入金も安くなるというふうな、そういうことも行っておりますので、そういった部分も含めまして、加入に努めてまいりたいというふうに考えるところでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 大金をつぎ込んで下水道事業の、これは一般質問で言いましたけれども、下水道を欲しいところもたくさんあるわけですが、せっかくやったものであるので、しっかり普及事業に努めて、100%に近づけるように頑張りたいと思いますので、要望いたします。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第14、議案第78号平成29年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15. 議案第79号

○議長（安永 友行君） 日程第15、議案第79号平成29年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第15、議案第79号平成29年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16. 議案第80号

○議長（安永 友行君） 日程第16、議案第80号平成29年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 11番。歳出の9ページ、生活安全対策費のところ、生活バ

ス路線確保対策事業負担金が上がっております。当初の予算において、県から655万1,000円というのがございましたが、県からのお金というのはそれ以上に出ないものか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 県の生活交通確保対策交付金について説明いたします。

具体的な数字で申し上げますと、交付金の対象額、ちょっと複雑な計算をするわけでございますが、交付金の対象額が3,185万円となっております。県の補助要綱によりますと、この3分の1、1,061万6,000円が交付される算定になりますが、まだ現段階で正式な数字ではございませんが、県の予算の関係から、6割弱になろうかと思いますが、交付される予定となっております。それで今事務調整をしておりますので、これ以上ふえることはないと考えております。したがって、決算額が約600万円ぐらいになるんじゃないかなと考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 県の予算の範囲内でありますので、といたしても町の持ち出し分が多くなるということですから、県がこうだと言われても、それぞれの自治体から何とか満額に近い、決められた分に出してくれというような要望等も必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 一般質問の中でも、何人かの議員さんのほうからバス対策については御意見がありました。先日も、島根県の交付金のこれからの流れといたしますか、状況のことにつきまして報道があったところでございます。これは吉賀町に限らず、県内の中山間地域でバスを走らせている自治体は一応同じわけでございますので、これはまた県の町村会とか、そういった機関もございまして、そういったところを通して、年に数回、要望の機会もございまして、そこでしっかり声を出させていただいて、一様な対応をできれば県の町村会として、県の当局のほうへ要望活動もさせていただきたいということでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 9ページの、今、藤升議員が言われましたけれども、生活安全対策費の件で、生活バス路線確保対策事業負担金が2通り、48万4,000円と142万7,000円とあります。

48万4,000円が岩国市営への負担金という説明であったかと思いますが、この4月から高齢者運転支援事業、あのことについて夏の定例会の折も私のほうから説明を求めましたが、主にこの路線は立河内、幸地ということでございますが、今、自主返納を、町長が副町長の時代で

ございますけど、今度、11月ごろまでに何とかめどをつけたいというようなお話がありました  
が、このことについて何か進展があったのかどうか、実際はまだ何も手をつけていないのか、そ  
の辺のことをお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） 自主返納の関係でお答えをさせていただきたいと思います。

岩国市との協議で、なかなか相手方に御理解がいただけないということでございまして、今回  
のこの分は錦線の路線から外れているところでございます。ことしの予算編成のときに一度お伺  
いするというように予定しておったんですけども、実際にまだ行っておらずで、要望活動は  
していませんので、今、現状としては動きがございません。ですので、また改めて岩国市のほ  
うに要望を強めていかなきゃいけないというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 実際に、立河内、幸地で、自主返納された方がおられます。先般  
もそういうふうなことで、例えば1年おくても、それは後にずらすというようなことを言われ  
ておりましたが、そのことに間違いはないでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） 例えば、来年からということになれば、来年から1年間ということ  
は当然確保していかなければいけないというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 言い忘れしました。実際、まだ相手と全然交渉していないというよ  
うなことでございますけれども、ぜひとも早急な、立河内、幸地にしてみれば、そのバス路線し  
かありませんので、ぜひとも制度を利用できるような方向に早目にやっていただけたらと思いま  
す。

まだ、町内でもやっておりませんが、デマンドバスでどこでもとまれるような方向、また立  
河内でも特に大きな道がありますので、あのほうでも入れるような方向に制度を変えていただ  
けるよう御努力をしていただきたいと思います。よろしく。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 10ページのまず老人福祉センターの管理費、改良工事費が出  
ていますが、それをまずお聞きします。

先般、全協の説明資料をいただいたときに質問したんですけど、責任がどちらにあったのかと  
いう質問をしたわけですけど、明確な答弁はいただけませんでした。それはそれとして、長い間、  
休業されたわけですので、かなりの欠損も出ていると思っておりますけど、指定管理の契約の中で、瑕  
疵担保というほどのことではないかもわかりませんが、瑕疵担保責任の明記がされているのか

ということをお聞きしたいと思います。

それと、あそこは冠に老人福祉センターという冠がついておるわけですけど、営業していく上に、老人福祉センターというのを冠につけるといことがどれだけ営業面でメリットがあるのかということ、その辺のところを認識されているかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 指定管理の瑕疵担保ということでございますが、今、手元に契約書がございませんので、概略で申し述べさせていただきますと、指定管理の契約書には、町と指定管理者とがこういった場合はどうすると、リスク分担の表がございまして、その中でいろいろ契約上書かれているものでございます。特段、瑕疵担保ということはないんですが、こういった場合、例えば修繕料が発生した場合は幾ら以上はどっちが支払うとか、どうするかというのを決めているものでございます。

老人福祉センターという名称でございますが、議員御存じかもしれませんが、概略を申し上げますと、もともと老人福祉センターという、現厚生労働省の補助をもらって建てた施設でございます。それに温泉を増築して、現在、温泉が主な利用目的になっているものでございます。条例上も老人福祉センターとして今制度をしておりますが、補助事業の関係からこのようにつけたものと認識をしております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 瑕疵担保の件は、リスク分担等が明記されているということでしたけど、この件に限らず、ゆ・ら・らもありますし、いろいろな面で、どちらの責任かがあったときにはどうするんだというルールづくりはきちっとしておかんと、こういう件が起きたときに、例えば指定管理の契約を解除するとか、そういう面が例えばゆ・ら・らで起きた場合、あれだけの規模の施設ですので、急に指定管理者を探すというようなこともできませんので、その辺の責任分担といいますか、責任を負う、行政が負うのか、瑕疵があったほうがどのようにして責任を分担するのかというのは、きちっとしたことを明確にしておく必要があるんじゃないかと思っ質問をいたしました。

それと、老人福祉センターの冠ですけど、厚労省の補助金をいただいてということはわかるんですが、このたびの出来事で大腸菌が出たということで、いろいろな御意見をいただいております。その中で、補助金をいただいたというのはわかるんですが、もし還付が返還が終わっているのなら、別に冠をつける必要はない、営業していく上に何らメリットはないと考えておりますけど、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 冠の名前についてお答えいたします。

先ほど答弁したとおり、厚生労働省の補助金を受けて建った施設でございます、目的が老人福祉センターということで、当時、冠をつけたものでございます。今、国庫補助金の適正化に関する法律等で、耐用年数や財産処分の年限が決められておりますので、そちらを確認した上で、また判断していきたいと考えます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） ゆ・ら・らもそうでしょうし、はとの湯もそうですけど、もう少し町が観光という面に入れば、また違うんでしょうけど、今、利用客が下降線をたどっています。やくろも売り上げが少し落ちている状態だと思います。そんな中で、指定管理に出すのであれば、営業のしやすいような条件を行政のほうからもつくっていくという必要があると思いますので、この質問をいたしました。

次に、10ページの005のとびのこ苑の管理費なんですけど、例の食事の形態を変えるということですが、我々もそうなんですけど、食事というのは人間の命の根幹を支えるものでありまして、こういう形態がいいとか悪いとかということではなくて、二、三、質問をさせていただきたいと思います。

社協のほうとしたら、経営の面で人件費を引き下げるというメリットは大いにあるわけですけど、利用者のほうで、先般、課長も試食されて、大変おいしかったという感想だったとたしか思うんですけど、味つけがどうのこうのではなくて、コストが下がるということは、そういうことを疑ってはいけないかと思えますけど、食材にしる何にしる大量生産するわけですから、それだけコストは下がるのは当然なんですけど、その中で特に今は外国産の食品が安く入ってきている、あるいは遺伝子組み換えの食物が多く入ってきている中で、その辺のところをしっかりとリサーチされた上でこの判断なのかということと、簡単なことなんですけど、毎日の食事になりますので、メニュー、栄養面から見て、今までは栄養管理士さんが毎日の献立をつくって、その人、その人に合わせて料理もされていたと思うんですけど、今度はその辺のところ、こちらがきちっとした栄養管理ができる状態なのかどうかということをお聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

再加熱カート導入にかかわる質問についてでございます。食材につきましては、私と社協の理事と一緒に工場のほうに出向かせていただきまして、お話を伺いました。食材につきましては、基本、一部果実、果物類についてはどうしても輸入品を活用せざるを得ないということでございますけれども、その他の食材につきましては、主食であります米を初めとして、国産のものを活

用するというところでございました。

それから、調味料類についても、化学調味料等は使わずに、天然だし等々を活用した形での食材提供を心がけるというようなところを確認をしております。

それから、栄養面、メニュー面等々についてでございますけれども、今回、直営方式を改めまされども、そういったお一人お一人への適切な食事が提供できているかどうかという部分につきましては、引き続き特別養護老人ホームに管理栄養士を社協の職員を配置する計画でございますので、そちらのほうとまた食材納入業者のほうとで調整を行いまして、利用者にとってよりよいメニューになるような配慮をするというふうな計画を立てております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 食材の産地についてお伺いしたいんですが、これは地元産の商品を野菜と米、地元産を使っておられたんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 通常メニューには、地元産の活用というのは非常に厳しいというふうに思っております。ただ、全てをよその産地ということにもならないというふうに思いますので、既存の調理施設については残す予定としておりますので、そういった中、365日全て町外産というのではなくて、月に何度かはそういった地元食材を活用した形でのメニューも提供できるような仕組みにしていきたいというふうに、社協のほうは計画しております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） お米に関しては、野菜もそうとは思いますが、今要るからすぐ出してくださいというわけではなしに、計画的につくられておられると思いますし、お米なんかはことしの秋まではそういう計画でつくられておられて、調達されると思うんですが、そういう業者さんが入っておってとは思いますが、そういうところも配慮されたかどうか、お米についてでありますか。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） そういった調整については、まだ行ってはございません。

○議長（安永 友行君） ありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 先日、社協のほうにも伺って勉強会した折にも、こういう方式というような、そうしますと2つの施設で地元産、少しずつであってもかなりの量を、野菜にしてもお米にしてもかなりの量で推移しておったと思うんですが、その辺の1つの施設でなしに、社協さん全体となると、そういう取り組みももう少ししてからと思うんですが、いかがでしょうか。



○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） これまでの委託方式の中で、地元産については活用ができていたかといった部分、十分な量は確保はできていなかったんじゃないかなというふうに思っております。そういった中で、今回また方式を改めるわけですが、一応果物を除く全ての部分については国内産を使うと。

ただ、それは町内の部分を使うというのは非常にその中では難しいと思いますので、その中で、先ほど申し上げましたとおり、限られた日数ではあるかもわかりませんが、入所者の方には地域の食材が活用できるような形のメニュー提供も行えるよう、社協のほうともまた調整を図りながら、そういったサービスの実現に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 吉賀米をブランド米、いつも思うんですが、町の施設からまず使っていくという、これは大前提ではないかと思うんですが、かなりの量になりますので、その辺の調整もぜひお願いしたいと思うんです。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 言われる趣旨は十分に重要なことであろうというふうに思っておりますので、可能な限り、地元産のお米等が活用できるような形で、社協に対してはまた要望等をしていきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 11番。今の件で、あわせてお聞きをいたします。

これまでは業者に委託をしていたために、それこそ食材も輸入の冷凍食材を多くを使っていました。その点が多少なりとも改善をされるということではよいというふうに思いますが、先ほど課長の答弁の中では、輸入食材につきまして果物ということでありましたが、あとプラス1つ、国内産では非常にかたいもの、かみ切りの難しいもの等、同じような食材でも一部は外国産のいわゆる触感的にはやわらかいものを使わざるを得ない場合も、このシステムの場合、発生することがありますので、その点については再度確認を、今ではないんですけども、御確認をいただきたらと思います。

それで、質問の中身は、既に社協のほうではハローワークに求人を出しております。町が設備の導入の部分をしなくても、社協だけでやるということにはならないとは思いますが、そういう求人等の関係、設備を導入するに当たっての求人等についてのどのような形で行うか等について、どのような調整がされてきたか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 社協の求人等の部分につきましては、実際、社協といたしまし

ては、今回、4月からこの事業を実施をしていきたいという計画で、理事会等々に諮って進めてきておるところでございます。

その中で、非常に調理員、今回によって条件等はかなり緩和はされてくるんですけども、今、働き手の不足等々があるというようなところで、早期の確保対策が必要であろうというようなところから、今回、ハローワークのほうに求人等々を出させていただいて、4月1日から調理員の体制が確立できるような取り組みを早期にとって、今現在、計画を進めているところというふうになっております。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今のことも含めてなんですが、先ほどありましたお米の件、ブランド化のことだろうと思うんですけど、地産地消も含めて、これはまた産業課のほうのこちらのセクションで、ブランド化に向けての取り組みをしておりますので、地産地消を含めて検討させていただきたいと思います。

それから、11番議員、先ほどありました社協のハローワークの件です。幾らか行政のほうと社協との事務的なそごがあったのかもわかりません。そこは御理解をいただきたいと思います。

それから、前段で5番議員のほうからあった件です。バスの件ですけど、幾らか状況だけ御報告をさせていただきますが、実は私はこういった立場になって、岩国の福田市長さんのほうへ表敬訪問させていただいた際に、いろいろなお話をさせていただきました。

その中の1つで、バスのこともお話をさせていただいて、個別具体の地域のお名前は私は申し上げませんでした。岩国市はそれこそ平成の大合併で、中心部の岩国市と周辺部の玖珂郡の多くの自治体と一緒になったということで、吉賀町以上に非常にバス対策は問題を抱えておられて、まずは今、現在の岩国市全域の統一的なルールをつくる基準づくりとかで、非常に今精力的に調整をしておられるということで、こちらの事情は重々御承知でございました。

ただ、まず自分のところのエリアの中を調整を図りたいということで、まずはそちらのほうへ精力を注ぎ込んでおるんですよというお話を聞きましたので、総務課長が申しあげましたように、こちらの事情は今からまた具体的なお話をさせていただいて、調整には着手をしたいと思いますが、まずお隣の岩国市にはそういった事情があるということは御理解をいただきたいと思います。

それから、10番議員のほうからお話のありました柿木の老人福祉センターの名前の件です、名称の。言われるとおりでございます。ただ、補助金をいただいていたという経過から縛りがあるのだと思いますが、そこはもう一回精査をさせていただくということで、観光面でもというお話もございました。

これは、数年前だったですか、廿日市のコンサルタントの方がこちらのほうで報告をさせていただきましたけど、ああして町内にはとの湯、松乃湯、それからゆ・ら・ら、3カ所あると、で

きたら吉賀町の名前をしっかりと外向けに売り出すためにも、例えば吉賀温泉松乃湯、吉賀温泉はとの湯、吉賀温泉ゆ・ら・ら、こういった仕掛けをするのも非常にいいことじゃないかというお話があったというのは御記憶があるかと思います。

そういったことから、もしそれが可能であれば、その前段とすれば補助金の整理を確認をするということもあるんだろうと思いますが、そういった仕掛けもしっかり今から考えていかなければならないと思いますので、これは観光面も含めて御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） まだ、質疑があると思いますが、ちょうど12時にもなりますので、ここで昼休み休憩とします。

休憩します。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

一般会計の補正予算についての質疑が途中です。質疑を続行します。

質疑はありませんか。

11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 予算書の10ページの高齢者福祉費037高齢者福祉施設管理費の银杏寮の付設作業所、スプリンクラーでございますが、現在、この作業所、スペース、どのような形での利用状況か、お伺いします。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えいたします。

養護老人ホーム银杏寮入居者の残存能力を生かし、施設の中にあって健やかに老いることを保障し、地域の高齢者との交流の拠点とするということとか、生きがい対策ということを目的に設置された施設でございます。現在、面積的なところを申しますと117.5平米の作業所というふうになっております。主には、银杏寮入所者の方がこの中で書道を行ったり、いろんなレクリエーションを行ったり、作業を行っているという、現在の使用状況でございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 10ページの老人福祉センターの改良工事で水道を使われるということですが、既設の水道管で使用料をアップした場合に対応できるかということと、今回、町道の補修等々が出まして視察に行ったんですが、必ずああいう埋設物とかで切ってジョイントが下がったりということになることが多いと思うんですが、もし水道パイプが細くて足りないからと

いう計画だったら、早目にしとくとかいろいろとあると思うんです。その辺は大丈夫なんですか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 水道水の利用についてということでございますが、現在、設計図等をもとに設計にこれから取りかかる予定でございますが、水道管の交換が必要かどうかはまだ判断しておりません。

ただ、交換が必要であれば工事をする必要があろうかと思えます。もちろん適正に工事を行いますので、その点は十分に、埋設管を新しくするようであれば、埋め戻しとかは気をつけてやるように注意いたします。

以上です。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 9ページの総務費総務管理費の地域公共交通対策費ですが、岩国市営バス、それから、柿木ゆ・ら・ら線とか、町内で負担金が190万円ちょっと追加するようになつてくるんですが、これは年度当初から必要な分は年度当初の予算に組み込まれておると思うんですが、何か特別なことがあって追加するようになったんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 今回の追加予算でございます。制度的に、生活交通確保対策交付金につきましては、事業年度が10月1日から次の9月30日ということになっておりまして、吉賀町の会計年度とずれております。それで、毎年毎年不足する場合は、この時期に補正しているという状況でございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 8ページなんですけども、003の空き家再生事業費が550万円ですね。これは、4件分増ということをお聞きしておりますが、全体的に空き家バンク登録をされとる戸数と、130万円程度と言ったらあれなんですけども、空き家にもよると思うんですけども、余り今どきの人が入れるような（ ）のような、要望するようなものは、ちょっと予算が少ないと思うんですけど、もうちょっと他県ではいろいろ結構お金をかけてリフォーム的なことをして、Iターンにせよ、地元の人にせよ、入りやすいというか、住宅が足りない部分もありましょうから、その辺で、もうちょっと予算組みをしっかりとってやられたほうがいい気がするんです。

そうすることによって地域の建材屋さんであったり、大工さんであったりいうのも経済効果も生むような気がしますので、その辺の130万円何がしどうなんかなという気がいたしますので、聞きます。

それと12ページ、021なんですけども、個別の合併浄化槽の設置事業費のことなんですけども、

これは2基分が追加ということでしたけども、結局、先ほども5番議員からも出ておりましたが、七日市地区でも20戸でしたかね、完了したのが。20%と言われたんですけどかいいね。（「パーセント」と呼ぶ者あり）ということは100件ぐらいなんかなと思うんですけど、その中で補助金をもらって、前は計画があるけども、さしむき、公共の下水ができないというところは補助金を出して、今の下水ができた場合には加入してくださいということでやっておったと思うんです。そういったのに、補助をしとるからやりなさいと強制はできませんが、推進に向かって努力義務ということはいろんなことでせにゃいけんと思うんです。その辺のところはどうなっとるんでしょうか。伺います。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 1点目の質問、空き家再生事業費について説明させていただきます。先般、行いました説明と重複するかもしれませんが、改めて制度から説明させていただきます。

上段の空き家活用集落担い手確保事業補助金につきましては、吉賀町の空き家情報バンクに登録された家屋を、入居者、もしくは所有者が改修するときに補助するものでございまして、先ほど件数についてありましたが、現在6件申請がありまして、申請中が3件、あと、今後の予定が4件ということで、今回4件分550万円について補正させていただくものでございます。

制度としましては、入られる家族の状況によって違いますが、事業費が100万円から200万円で、家族構成によって2分の1、3分の2、4分の3というふうに分けて補助するものでございます。

現在、空き家情報バンクの延べ登録件数は、ちょっと古い資料で申しわけないんですけど、平成28年度で111件ございます。そのうち成約したのが87件という結果になっております。平成28年度、新たに空き家情報バンクに登録された件数は31件でございます。この31件のうち何件かがこうやって入居者が決まると改修費用を補助していくという制度でございます。

補助金額を上げてはどうかというところでございますが、この制度を始めたときには、最初に申し上げた100万円上限の2分の1の補助で行ってございましたけれども、子どもを持たれる世帯とかが入居しやすいようにということで、3年前だったと思いますが、200万円を上限にしたところでございます。そのときも検討したんですが、個人の財産の改修ということで満額を見るということにもなりませんし、今、合併処理浄化槽はああやって別の補助がございますので、トイレとお風呂の改修ができる程度の費用でいいんじゃないかということでこのような上限にしております。

以上、1点目の質問についてお答えいたしました。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 下水道施設がされた箇所におきましての浄化槽の設置等の接続

ということについてお答えしたいと思います。

下水道法によりますと、3年をめぐりに下水道に接続するということが定められております。もちろん特別な理由がある場合においてはこの限りではないというふうになっておりまして、基本的には浄化槽を設置された方であっても、3年をめぐりにして今の公共下水道なり、そういった下水道に接続していただくということが決まりとなっております。

ただ、下水道法の中でも、一言書き添えてあるように、特別な理由というところで工事費等が準備できないものというものもございますので、各家庭の事情もあろうかと思っております。こちらのPRであるとか、勧誘であったりとか、そういったものを重点的に実施していかなければいけないというふうに考えるところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 空き家の再生の事業については、説明がありましたように、無理からんこともあるとは思いますが、反対に、連坦地といいたまいますか、田んぼの中のほうへぼつんとある家については問題ないかと思いますが、解体、何十年も住んでおられんとか何とかで、通学路指定がしてあるようなところに持ち主がおられるんですが、税金は払っておられるんかもしれませんが、管理はしない、帰ってもこられない。当然、傷みが激しいわけですから、当然帰ってこれんですが、反対に解体費を出す町村といいたまいますか、全国的には最近多くなってきていると思うんです。

今後の課題として、町も、やはり備中屋もあましていろいろな意見もあります中で、町のど真ん中ということもありましたけど、そういうところも費用がかかったわけですから、民家にしても同じことが言えるんじゃないかと思うんです。その辺で、将来的にはそういうのが。

今、私が（ ）とるのは、1件が30万円から50万円の解体費。産業廃棄物等がありますから大きさにも立地条件にもよりますが、それ以上に個人負担は多くなりますので、将来的にはその辺の検討をすべきだと思いますが、その辺の考えを。

下水道については3年以内ということがありますが、結構、設置費用というのは、うちもやりましたから、相当かかるんですよ。今まで補助をもらっていない人は、確かに年はとっとるしということでなかなか用意ができないとか将来の見通しがどうなのかというところで難しいとは思いますが、浄化槽の補助をもらっとる時点では、将来的に、ここはこういう工事の計画はありますから、絶対とは言えんかもしれませんが、という条件つきだと思うんですけど、そういうところで加入推進を図らないといろんな支障が出てくると思います。その辺も努力義務を、課ばかりに、町ばかりに言うわけにもいきませんが、自治会を通じてその辺もやっていかなきゃいけないなと思いますので、その辺は、要望ですが、よろしく願います。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） 空き家の解体の件についてお答えさせていただきたいと思います。

議員がおっしゃるとおり、かなり町内の至るところに危険な空き家がだんだんふえてきていることは重々承知しておりますし、国のほうでも、そういったところに行政が代執行できるような、そういう法律もできております。

これに当たっては、まず町の中でそういったことに対する計画をつくる必要があります。それから計画づくりと協議会です。これには多分議員にも入っていただくことになっていたと思いますけれども、そういったものを設置してやれば行政の代執行等もできるようになりますので、その辺については、できるだけ早期に取り組めるように計画づくりであつたり協議会づくりというところからまずは始めていって、危険が及ぶようなところについては代執行についても検討していきたいというふうに思っております。

補助金はその辺がいいのかどうなのも含めて、解体費の補助金を出すのかいいのかどうか、そこも含めてその中で検討させていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。ないようですが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第16、議案第80号平成29年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第17. 発議第7号

○議長（安永 友行君） 日程第17、発議第7号医療報酬・介護報酬等の引き上げを求める意見書（案）を議題とします。

本案についての総務常任委員会の報告を求めます。

3番、桜下総務常任委員長。

○総務常任委員長（桜下 善博君） 総務常任委員長の桜下でございます。

審査報告書を読み上げまして報告にかえさせていただきます。

平成29年12月21日、吉賀町議長、安永友行様。

総務常任委員会委員長、桜下善博。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件の番号、発議第7号件名医療報酬・介護報酬等の引き上げを求める意見書（案）。

2、審査年月日、平成29年12月11日。

3、審査報告、賛成多数をもちまして可決となりました。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） それでは委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。

10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 委員長にお聞きします。今回の改正は、介護報酬を0.54引き上げるということと、診療報酬の医師や薬剤師などの技術料に当たる本体部分を0.55%引き上げて、薬価部分は1.45引き下げるという決定ですけど、それをここにいろいろ書いてありますけど、要するに、報酬の増額が国民の負担増に直結しないように窓口負担、利用料負担の軽減と合わせた報酬引き上げを強く求めるということでありまして、診療報酬の本体部分でどのぐらいの負担になるか、また介護報酬でどのぐらいの負担になるか、調査されたかをお聞きしたいと思います。

それと、日本医師会が本体部分で政府に要求を出しとったわけですけど、その部分が何%であったかということをお聞きしたいと思います。

それと、窓口負担利用料の軽減を求めていますけど、保険制度という制度上からいきますと利用者が負担するという制度になっとるわけですけど、これではそこを乗り越えて国が負担せえということになってますけど、いずれこのしわ寄せは国や利用者、国といいますと利用者に及ぶわけですけど、その辺の調査をされたかどうかということと、いつもこういう意見書が出るたびに財源の確保はどうするんかということをお聞きしとるわけですけど、その辺の調査をされたのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○総務常任委員長（桜下 善博君） 今いろいろ質問がありましたが、委員会では保健福祉課の永田課長にお越しいただきまして、診療報酬・介護報酬等の引き上げに求める意見書に基づきまして、現在、吉賀町における現状について報告をいただきました。その中で、いろいろ審査した結果、可決となりました。



以上でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。ないようですが、よろしいですか。ありませんか。ないようですので、質疑は終わってよろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑は、これで終わります。

これより、討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第17、発議第7号医療報酬介護報酬等の引き上げを求める意見書（案）を採決します。

この発議に対する委員長の報告は原案可決です。この発議は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第18. 発議第8号

○議長（安永 友行君） 日程第18、発議第8号介護保険制度における国庫負担の増額を求める意見書（案）を議題とします。

本案についての総務常任委員会の報告を求めます。

3番、桜下総務常任委員長。

○総務常任委員長（桜下 善博君） 審査報告書を読み上げまして報告にかえさせていただきます。

平成29年12月21日、吉賀町議会議長、安永友行様。

総務常任委員会委員長、桜下善博。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件の番号、発議第8号件名介護保険制度における国庫負担の増額を求める意見書（案）。

2、審査年月日、平成29年12月11日。

3、審査結果、賛成多数により可決。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） それでは、ここで委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。

10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） これも同じような意見書なんですけど、最後の方に利用者がふえるので保険料はさらなる引き上げは必至となっておりますとうたってありますけど、その前に在宅サービスを必要とする高齢者等がふえ続ける中でという文言があります。介護施設と在宅介護の関係ですけど、この分を見ると、在宅サービスを必要とする高齢者がふえるので保険料はさらなる引き上げが必至となっておりますという解釈もできないことはないですけど、その辺の根拠をどのように議論されたか、お願いいたします。

それと、その下から3番目に「低所得者の保険料や利用料の負担軽減についても必要な措置を講じられるよう強く求めます」と書いてありますけど、これも財源、原資、特に再来年から引き上げようとしている消費税の2%の関係についても委員会の中で話し合われたかどうかというのを伺いしときたいと思います。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下委員長。

○総務常任委員長（桜下 善博君） 今、庭田議員から質問がありました件につきましては、議論はされておりましたが、先ほどの件と重複しますが、介護保険料につきまして永田課長より吉賀町の現状をお聞きしまして、現在は基金を取り崩して介護保険料を島根県の中では一番低い設定で行っておりますが、基金にも限度があるということで、将来的には国庫負担の増額を求めるにはやむを得ないということで、賛成多数であります、可決になりました。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。ないようですが、よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、質疑はこれで終わります。

これより、討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第18、発議第8号介護保険制度における国庫負担の増額を求める意見書（案）を採決します。

この発議に対する委員長の報告は原案可決です。この発議は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第19. 請願第4号**

○議長（安永 友行君） 日程第19、請願第4号町道柳原線・新田線・柿木長崎線の舗装改良工事に関する請願を議題とします。

本件についての経済常任委員会の報告と求めます。

5番、中田経済常任委員長。

○経済常任委員長（中田 元君） 経済委員長の中田元でございます。

書面にて読み上げさせていただきます。

平成29年12月21日、吉賀町議会議長、安永友行様。

経済常任委員会委員長、中田元。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記。

1、受理番号第201号、請願第4号、件名、町道柳原線・新田線・柿木長崎線の舗装改良工事に関する請願。

2、審査年月日、平成29年12月12日。

3、審査結果、採択。賛成多数と決した。

4、意見、当該町道のみならず町内の各町道において同様の状態が見受けられる、不公平感のないよう町内全体の町道舗装改良補修については工事費等を考慮し計画的に進められたい。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） それでは、これより委員長に対しての質疑を許します。質疑はありますか。

11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは委員長にお伺いいたします。現地視察等もされておられます。その中で、本当に通行等に支障になると確認のできたところほどの程度あったのか。特に高津川沿いの道路と柳原の住宅のところでは橋のほうへ向かう道路がございますが、2路線の状況から急いでやらなければならないという判断をされる状況はあったのかという点で、どのような調査をされたか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 5番、中田委員長。

○**経済常任委員長（中田 元君）** 12日は雪でございましたけど、全員で課長を含めて現地調査をしました。今の質問でございますが、何カ所支障があるかということ、私も箇所まで、何カ所だったか、はっきり言って覚えておりませんが、実際に歩いてみて、干割れのひびの入ったところはたくさんありました。下水工事ですか、その工事による陥没あるいは通常ひびの入ったところから、ちゃんぽこというか、そういうような穴ぼこができましたところも数カ所あり、また住宅からおりるところの排水路ですか、そこもちょうど道路を横断しておりますけれども、かなり水路が低くなり、通行するのに大変支障があるということは確認しております。

この意見書の中にもありますように、この3路線を全部改良工事という、この意見の中にも含まれておりますのは全体改良ということになっておりますけれども、他の町道にもあるということから、そこは工事費等を考慮し計画的に進めていただきたいというところの付帯意見をつけ加えさせていただきます。

以上です。

○**議長（安永 友行君）** 11番、藤升議員。

○**議員（11番 藤升 正夫君）** 意見の中で述べられていますように、計画的にということが言われております。計画的というのは、おおむねどのぐらいの期間を見て言うておられるのか。

また、工事費等を考慮しということですが、私が、全部、工事等をする場合の工事費等をざっと検討しますのに6,000万円から7,000万円程度と思いますが、工事費等について、幾らぐらいになるかとかという、そのようなことについて期間と工事費、この点についてどのような検討をされて意見となっているか、お聞きします。

○**議長（安永 友行君）** 5番、中田委員長。

○**経済常任委員長（中田 元君）** 先に申しておきますが、工事費については藤升議員の6,000万円ということがありましたけど、私どもの委員会でその金額まで討議はしていません。

それから、期間につきましては、穴ぼこが大変運転しにくい箇所もありましたので、これは早急にやっていただきたいと考えております。ここの中に入れておりませんが、実際に町内の町道に関しましては、結構、修理をしたいところが数カ所というより何十カ所もあるかと思っておりますので、その辺の予算も十分にいただけたらという話はしております。

以上です。

○**議長（安永 友行君）** 11番、藤升議員。

○**議員（11番 藤升 正夫君）** 今、委員長の御答弁の中で、穴ぼこ等ということで早急にやっていただきたいということでありました。

逆に言いますと、穴ぼこ等をまずは改修しておけば、今急いで、請願では全面舗装改良工事を

早期に着工と言われておりますが、そこまでの必要性について、特にこのルートとかいうことでの検討はされておられるか、お聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 5番、中田委員長。

○経済常任委員長（中田 元君） どのルートということでもございませんが、特に先ほど申しましたように、下水道工事等による陥没というか、干割れがかなり出ておりますので、これを放置しておくということは近日中に当然穴ぼこができるんじゃないかというように考えておりますので、工事を1年というわけにいきませんが、先ほど申しましたように、計画的に進めていただきたいということでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、質疑はこれで終わります。

これより、討論を行います。反対討論はありますか。

11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、請願第4号町道柳原線・新田線・柿木長崎線の舗装改良工事に関する請願についての反対の討論を行います。

地元から出された請願であり、余り反対はしたくないという思いはありますが、実際、この場所、私も何回か、2回ですか、歩いてみました。委員会のほうでも調査をされていたときに気づかれたかと思いますが、例えば、今改修中のはとの湯荘の住宅寄りの橋がありますが、この場所も、ことし一定の路面の補修をして、大きな段差のないような改修もしていただいております。まだまだ部分的にすぐにやらなければいけない小規模な改修を必要とするところはございます。それについては、通常の小規模な維持で対応できるものと考えております。

国道からはとの湯荘にかけての部分については、急いでやる必要もあるかとは、はとの湯荘並びに住宅前ですけども、急いでやらなければならない部分もありますが、先ほど質疑したように、住宅のかみ側の橋へ向かうルート、また川沿いのルート等については部分的な補修で対応することが今の道路の維持の財政状況からするといいのではないかというふうに考えております。

したがって、この請願では、3路線の全面舗装改良工事を早期に着工ということに対しては、部分的な補修また路線を限られた路線における舗装改良が妥当と考え、この委員長報告に対する反対の討論といたします。

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第19、請願第4号町道柳原線・新田線・柿木長崎線の舗装改良工事に関する請願を採決します。

この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、日程第19、請願第4号町道柳原線・新田線・柿木長崎線の舗装改良工事に関する請願は採択とすることに決定しました。

---

#### 日程第20. 閉会中の継続調査について

○議長（安永 友行君） 日程第20、閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務、経済、広報公聴各常任委員長から会議規則第75条の規定に基づいて、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここでお諮りします。

岩本町長より同意案件1件が提出されていますので、これを日程に追加し、追加日程として議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、同意1件を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定しました。

ただいまより文書を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔文書配付〕

○議長（安永 友行君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

## 追加日程第1. 同意第7号

○議長（安永 友行君） それでは、追加日程第1、同意第7号副町長の選任についてを議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により赤松総務課長は除席の対象となりますので、退場を求めます。

[赤松総務課長退場]

○議長（安永 友行君） それでは、本件についての提案理由の説明を求めます。  
岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、配付させていただきました書面によりまして読み上げて提案にかえさせていただきます。

同意第7号副町長の選任について。

下記の者を吉賀町副町長に選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により議会の同意を求める。

記。

住所、吉賀町柿木村下須32番地。

氏名、赤松寿志。

昭和34年11月23日生まれ。

平成29年12月21日提出、吉賀町長、岩本一巳。

提案理由、前吉賀町副町長、岩本一巳が平成29年6月30日で辞任し、以後、同職が不在となっていたが、同職に提案者を選任するため議会の同意を求めるものである。

以上でございますが、改めまして赤松寿志さんの経歴等につきまして、私のほうから、簡略ではございますが、御報告申し上げておきたいと思えます。

赤松さんは、柿木村下須在住で、昭和34年生まれの58歳でございます。私より年齢は1歳年上でございますが、同学年であるということでございます。

昭和56年4月、旧柿木村役場の事務吏員として入職されまして、税務課、企画財政課、総務課で勤務され、平成14年4月に総務課長を拝命されました。その後、町村合併によりまして平成17年10月に吉賀町役場事務吏員となり、出納室長兼会計管理者を拝命されました。その後、平成21年4月からは企画課長、平成25年4月からは柿木地域振興室長、そして平成26年4月から現職の総務課長に就任いたしまして、昨年4月には総務課の内室といたしまして設置いたしました吉賀高等学校支援室の室長も兼務しておられる方でございます。

役場入職後36年9カ月の長きにわたり地方行政に携わりまして、管理職としても15年以上の経験を有する方でございます。

お人柄も誠実、温厚でありまして、職場を初め地域でも大変おつき合いの幅の広いお方であるということで、誰からも信頼され、信望の厚い方であろうかと思えます。

私は、赤松さんを副町長として最も的確な人物であると判断いたしまして、御本人に来年1月1日付で就任していただくようお願い申し上げ、先般、そのことに対しての御快諾をいただいたところでございます。

議会におかれましては、どうか全会一致にて選任に当たっての御同意を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより、討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

追加日程第1、同意第7号副町長の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、追加日程第1、同意第7号副町長の選任については同意することに決定しました。

ここで赤松総務課長の入場を許します。

〔赤松総務課長入場〕

○議長（安永 友行君） それでは、ここで1月1日より副町長に就任されます、ただいま同意されました赤松寿志さんがおられますので、御挨拶をいただきます。お願いします。

○総務課長（赤松 寿志君） 失礼いたします。先ほどは同意案件に御同意を賜りまして、まことにありがとうございます。

私はもともと何の知識もございませんし、特別な技術も持ち合わせておりませんが、岩本町長を支えていけるように頑張っていく所存でございます。そして、本議会においても御議論いただきましたけども、岩本町長が訴えてこられた「まちを一つに」、「育ててよし元気よし住んでよし」、この実現のためにも頑張っていきたいと思えます。



そのためには町長のリーダーシップはもちろんのことですが、後に続く職員、とりわけ職場のチームワークが重要になってくるというふうに思われます。職員との対話を重ねながらチームワークづくりに努めてまいりたいというふうに思います。

甚だ微力ではございますけども、吉賀町の発展のために精いっぱい取り組んでいきたいと思しますので、議員の皆様にはこれまで以上に御指導を賜りますようお願い申し上げます。どうかよろしく願いいたします。（拍手）

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長におかれましては、これまでの行政経験を生かして引き続き副町長として吉賀町の行政の発展のため頑張っていたいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

ここで岩本町長より発言を求められております。これを許します。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、本12月定例会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げたいと思います。

まずもって、本定例会に提案させていただきました全議案につきまして可決並びに同意を賜り、大変ありがとうございました。

補正予算を初め、より一層、適切な事務執行に努めてまいりたいと思います。

さて、私が町長に就任して最初の定例会でございました。ふなれなため、議事進行に大変御迷惑をおかけしたことに對しましておわび申し上げますとともに、御協力いただきましたことに對して厚く御礼申し上げたいと思います。

また、一般質問につきましては、従来の質疑方法とは若干趣を変えまして対応させていただきました。これは、決して私の町長答弁を避けるということではございませんで、町長初め全管理職を挙げて、通告内容あるいは質問事項に對して丁寧、そして真摯に對応させていただくために対処したものでございます。

今回、このような方法を初めてとったわけでございまして、幾らか混乱がありましたことをお許しいただき、御理解を賜りたいと思います。

そして、本年の7月以降、副町長が不在でございましたが、このことに伴いまして、後任の人事案件、先ほど全会一致で御同意いただきました。来年1月より赤松副町長が誕生することとなりました。

さらに、これに伴いまして後任の総務課長につきましても、近々内示をすることといたしております。年明けより新しい体制でのスタートとなりますので、どうかよろしく願い申し上げたいと思います。

最後に、本年も残すところ、あと10日余りとなりました。本年は、選挙もあり、例年にも増

して何かと慌ただしい一年であったように感じております。迎える新年が、吉賀町議会を初め住民の皆様にとって輝かしい、そして希望の持てる一年になりますことをお祈りいたしまして、定例会閉会に当たってのお礼の御挨拶にさせていただきたいと思っております。大変どうもありがとうございました。

---

○議長（安永 友行君） 以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。これで会議を閉じます。

平成29年第4回吉賀町議会定例会を閉会します。御苦勞でございました。

午後2時01分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員